

合には、それとの合計額が普通償却額に満たないときは、特別の場合を除き、年一〇%をこえる配当を行なうてはならないこととした。

第三に、再評価額を立て金の資本組み入れ割合が八〇%以上である場合または再評価額を立て金の額が資本の額の一〇%以下である場合には、現在、再評価額を立て金に組み入れ、再評価額を資本準備金に組み入れ、再評価額を立て金勘定を廃止することができるとなっておりますが、これを再評価額を立て金を有する株式会社全般に適用することとし、再評価額を立て金の最終処理の促進をはかることとした。

最後に、以上の改正に伴い所要の規定の整備を行ないますとともに、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価額を立て金の処理につきましては、追って法律で定めることといたしました。

以上補足説明を終わります。

○委員長(新谷貢三郎君) 補足説明を終わりましたので、これより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○成瀬清治君 あなたのはうのお出しになっておる資料があるわけですが、入まで資料があるんですけれども、一体いま再評価額を立て金を持つておる会社数はどのくらいあるんですか、その額はまたどのくらいあるんですか。

○政府委員(吉岡英一君) 再評価額を立て金を持つておる全体の会社数があるいはその全体の金額は、任意積み立て金等を含んでおりますので、実は私のはうで正確に承知をいたしておりません。ただ、ただいまの再評価のこ

の法律の適用を受けております会社は千二十八社でございます。その持つております再評価額を立て金は六千五百十一億円でございます。

○成瀬清治君 それは資料にありますか。

○政府委員(吉岡英一君) それは資料にはちょっと書いてないと思ひますが、これは全法人の推計の数字を資料にして出してあります。

○木村禎八郎君 関連して。ようわからぬ点があるんですが、再評価額を立て金と、罰則規定があるんですね。この法律に基づいて再評価額をしなければならぬ会社があるわけですね。それから、この法律に従って再評価額を立て金にするのは再評価額を立て金の最終処理を行なわなければならないので、それを行なわなかった場合には罰則があるわけですね。そういう罰則が適用になつたような会社はあるんですか。

○政府委員(吉岡英一君) この法律に違反したしまして罰則の適用を受けた会社は、現在までのところございません。いずれも配当率その他で調整をいたしておるわけでございます。

○木村禎八郎君 いまの再評価額を立て金最終処理を行なつていない会社というところで、これは具体的にどのくらいあるんですか、もう少し詳しく説明をしてください。

○政府委員(吉岡英一君) 最終処理と申しますか、私も俗に卒業した会社と称しておりますが、再評価額を立て金の資本組み入れ率が八〇%以上になつたもの、それから資本金に対する再評価額を立て金の残存の割合が一〇%以下になつたものがございます。そ

れがいわゆる卒業したもので、それ以外のもので残つておるわけでございます。

○木村禎八郎君 千二十八社のうち、どの程度でございますか。

○政府委員(吉岡英一君) お手元の資料の六ページにあるのでございませうが、「資本充実法改正直前における資本組み入れ割合と配当率との関係(推計)」という表があるはずでございませうが、その表の一番右の一番下をございませうと、五百八十七という数字が書いてございませう。それは、その欄の一番上をございませうと、再評価額を立て金の資本金に対する残存率が一〇%以下になつておる会社でございませう。これがいわゆる卒業した会社で、五百八十七あるわけでございます。それから、もう一つは、右から三番目の欄の下から二番目に二百二十二という数字がございませう。この二百二十二の数字の一番左の欄をございませうと、八〇%以上と書いてございませう。これが再評価額を立て金の資本組み入れ率が八〇%以上になつた会社数でございませう。そこで、五百八十七社の資本金に対する残存率が一〇%以下になつた会社と、資本組み入れ率が八〇%以上になつた会社と、両方の会社が卒業をした会社になるわけでございます。なお、八〇%以上の欄に書いてあります二百二十二社は、この一番右に二百と書いてありますが、この二百が先ほど申し上げました五百八十七社の中に含まれておまして、重複をいたしております。そこで、五百八十七社のほかには、この二百二十二と二百との差の二十二がつけ加わるわけでございます。そういういたしますと、六百九

社が卒業した会社ということになります。そこで、千二十八社のうちから六百九社が卒業いたしましたして、残りの適用を受ける会社が四百十九社ということになるわけでございます。

○木村禎八郎君 四百十九社は、適用期限が切れるまでに最終処理を行ない得ないのではないかと、こう思ひわけですね。卒業してないわけですね。そういう場合にはどうなるわけでございますか。もしこの法律によつて期限を延長しないと、かりにしないということになると、どうなるのです。

○政府委員(吉岡英一君) 今後三年間に、できるだけ資本組み入れ割合をふやしてまいって、最終処理に近づけていくような方策をとるといふことだと思ひますが、三年間たつてなおかつ最終的な処理ができない会社も出るわけかと思ひますが、この再評価の資本組み入れの措置は長くつてまいつておりますが、もうそれぞれ最終処理を考へてしまふべき時期に来ておるかと思ひます。したがって、三年後には大体最終処理を考へるといふ前提で検討をいたしたいと考へておるわけでございます。

ただ、その場合、最終処理が非常に困難になるかと予想された会社は、別に資料等でもござんいただけと思ひますが、電力会社とか、あるいは私鉄とか、あるいは倉庫とか、あるいはいろいろと比較的資本組み入れが困難な会社ではないかと予想はいたしております。

○木村禎八郎君 そうじゃないのです。そういう最終処理ができなかつた場合はどうなるか。それで、この法律の改正によつて適用期限を延長するこ

とが、一つのこの法律のねらいになつておるわけですね。延長しない場合はどうなる。そして最終処理ができなかつた場合はどうなるのですか。どういふことになるのかというのを聞いておるのです。

○政府委員(吉岡英一君) いま、もしこの法律をつくらないで、そのまま打ち切つたといふと、最終処理ができなかつた、こういう何と申しますか、妙な勘定が残つたままになるかと思ひますが……

○木村禎八郎君 それは何か罰則規定が何かないのですか。そういう場合に、会社にとつて不利な状態になるといふことにならないのですか。ただ妙な勘定といふのが残るというだけでは、よろわからぬのです。なぜこれを延長するの。この適用期限を延長するといふことは、いわゆる配当制限を残しておくといふことではございませう。配当制限を残すといふことは、配当制限が企業としてはいろいろな支障があるから、なるべく最終処理をすることに努力するだろ、努力せしめるというところで、この配当制限が残るよう適用期限を延長すると、こういうことなんではございませう。ねらいはそうじゃないですか。

○政府委員(吉岡英一君) そのとおりでございます。

○木村禎八郎君 そうでございませう。そういう場合に、それでもなおかつ最終処理が完了しないという場合はどうなるかというのです。

○説明員(塚本孝次郎君) 現在の段階で最終処理というラインは、いま局長が話しましたように、資本組み入れ割合が八〇%以上または再評価額を立て

金の残高が資本金に対して一割以下と
いうのが最終処理という事になって
おります。それに到達しない企業が、
いま申し上げましたように、四百十九
社あるわけです。それが今度の法律に
よりまして、一応、従来ではたとえ
四〇%未満の組み入れ割合の場合
は一〇%の配当率をこえてはいけませ
んよということ、今回の改正によりま
して五〇%以上でなければいけませ
んよということになりますので、段階
的には一歩進むということになるわけ
です。したがって、四百十九社の中
では八十七社でございます。八十七
社の企業がたとえ増資をして現在の
水準が維持できるようにする、いわ
ゆる無償組み入れですね、資本の再
評価を立て金を組み入れて組み入れ
割合を上げるか、または有償増資を
して対資本金の残存率を一割以下に
下げるか、どちらかにしなければ現
在の配当率を維持することはできない
ことになりますので、それを回避す
るためにいずれかの方法をとるであ
ろうということになるかと思つて
います。それから、ただ、この三年間
を過ぎても、四百十九社全部が資本
組み入れ割合が八〇%をこえるとい
う段階に達するかまたは対資本金の
残存率が一割以下という段階に達す
とは全然予想されませんから、した
がつて、三年間たちまちでもなお残
る企業が相当あると思つておられま
す。その場合にその最終処理はどう
いう形で行なうか、たとえば八〇%未
満であつても一応全部を資本準備金
に入れるような形をとるかまたは別
個の形をとるかという問題が残る
かと思つておられます。

であります。ただ、現在のように組
み入れ割合等によつて配当制限をさ
らに強化するといふ方向ではなくし
て、一応最終的に再評価積み立て金
を処理しようという構想で今回の法
律改正ができておられるわけであ
ります。したがって、従来の法律改正
におきましては、適用期限が切れた
場合における再評価積み立て金の資
本組み入れの促進については別に規
定をする、こういう規定になってお
ります。ところが、今度の改正は、三
年間の適用期限が切れてしまつた
ので、法律がゼロということになる
わけです。したがって、切れたあとに
おいては、「資本組み入れの促進につ
いては、別に法律で定める。」とい
ふ規定を行なつて、さらにその適用
期限を延ばすかどうかという点は法
律の規定を置きますよという規定が
あるわけでございます。従来はその
表現を「資本組み入れの促進につ
いては、別に法律で定める。」とい
ふところ、今度の改正は、三年

間たつた場合の再評価積み立ての
処理については、「別に法律で定める
。」という規定になっております。配
当制限による資本組み入れの促進とい
う段階はこれから三年間で一応打ち
切るという構想が入つておられる
わけでございます。
○木村八郎君　そこで、今度は、三
年たつて最終処理ができない場合は
配当制限措置による組み入れ措置と
何かそういうことはやらない、配当
制限というものはもうやめる。どう
いう措置によつてこの最終処理をさ
せるようにするかということなんでし
ょう。その配当制限以外の方法です
よ、それはどういう方法なんですか。
○説明員(塚本孝次郎君)　この問題
につきましては、今回の法律改正を
やるに際しまして、再評価審議会を
設けて、この問題をどういふふうに
考えていこうかという点を御相談し
たわけでございます。その問題が、
いまだ問題になりまして、電力
会社と、それから私鉄と倉庫業、こ
の辺が一番問題になるわけござい
ます。この業種につきましては、一
応その価格というものが言ひなれば
ある程度制限をされております。企
業収益というものが思ひやうにあ
がらない。したがって、資本の組み
入れ割合というものが非常に低い
という状況になっておられるわけ
でございます。したがって、たとえ
電力料金を上げるとか、倉庫料金を
上げるとか、あるいは三年間で組
み入れというものは相当促進され
ると思つておられます。が、いまの
状態ではそういうことがなければ
ならないものを期待することはでき
ないであらう。そうなりますと、い
つまでもこの配当制限というものを
つけていくことは、現在の商法のた
てまえからいいますと、配当という
ものは企業の言うならば一応自由
な配慮によつておられるわけござ
います。したがって、言うならば
商法に対する特別な立法という感
じになつておられるわけございま
す。ならばそういう例外的な案とい
ふものを、日本企業にとつても好
ましくないであらう。

それから、もう一つは、何とい
いますか、再評価積み立て金という
勘定があることによりまして、い
ろいろ外資導入の場合とか、い
ろんな支障があります。たとえ
ば外国の投資家が日本の企業
の内容を見ました場合に、再評価
積み立て金という勘定がどうも理
解がつかない。説明すればわかる
ものでしょうけれども、非常にい
やな感じを前もって与えるとい
うような感じが、なるべく再評価
積み立て金という勘定を早くなく
すという必要があるのではないか、
こういう議論があつたわけござ
います。
ただ、問題は、こいつを一ぺんに
資本準備金に入れた場合における
企業の何といふか、資本組み入れ
がどうなるか。現在の資本充実法
によりまして、無償をつけて増資
をするというところが可能なわけ
でございますが、現在の商法では
それが不可能だといふ状況にな
つておられますので、この辺の問
題をどういふふうに考えたらよ
うかという問題がございます。こ
の三年間に各方面の意見

を聞きながら最終処理の案という
ものを考えていきたい。
ただ、残る企業は、四百のうち
おそらく半分くらいはもう卒業
ラインに達すると思つておられ
ます。あとの二百についてはどう
いう処理をするかといふことを
じっくり検討していきたいとい
ふに考えておられます。現在具
体的にどういふ案があるのかと
言われても、ちよつといまのところ
具体的な案はないわけであ
ります。が、こういうような配
当制限による資本組み入れの促
進という方向ではなくて、とも
かく再評価積み立て金を何と
最終的に処理するといふ方向で
案を考へていきたいといふ
わけでございます。
○木村八郎君　そこが非常に重
要な点ですね。まだ具体的に案
がないが、やはりこの改正によ
つて、配当制限措置により再
評価積み立て金の処理をす
つていまままで行なつてき
た、そういう制度をやめてしま
うわけでしょう。今度は、そ
ういう意味でこの改正という
のは非常に重要な意味を持
つておられるわけであつて、
その三年間たつたあと、わ
ずかの一社だといふのなら
ともかく、いまのお話です
と、かなりの会社が残るわけ
です。ことに重要な電力とか
私鉄、倉庫等が残る。その
場合どういふ措置にするか
といふことがますますきつ
まらないうことになると、
われわれがこの改正案に
対してどういふ態度をと
つていいか、その点が
つきりしないと困るわけ
です。それと、まだよく私
からぬ点があるのですが、
電力でも、私鉄でも、倉
庫でも、再評価の積み
立て金というの

はあるのです。それを資本金に繰り入れた場合、そうしますと今度は減価償却が多くなりますね。

○説明員(塚本孝次郎君) それは関係ありません。

○木村福八郎君 そうなると、配当が多くなる。

○説明員(塚本孝次郎君) はあ。

○木村福八郎君 そういう形で、配当を十分に維持できないのに、再評価積み立て金を資本金に繰り入れたら、経営上困ると、こういうことが問題になりますね。

○説明員(塚本孝次郎君) そうです。

○木村福八郎君 それで、税金関係としてはどうなるのですか。再評価積み立てをやった場合、これなんか免税と、いか減税措置があるのですか。

それと、もう一つ、そのところ、再評価積み立て金勘定というのはあると。それで、これは資産再評価したときに再評価積み立て勘定に入れるわけですね。それは税金としてはどうなんですか。それと、資本金に繰り入れた場合、それに減税措置ですかがある

と、こういうことなんですか。その間、このところ、もう少し具体的に説明していただけないか。

○説明員(塚本孝次郎君) 再評価積み立て金は、過去の第一次、第二次、第三次と、こういう再評価によりましてできた勘定でございます。したがって、再評価をしましては、その再評価差額について税金を納めておられます。税金を納付いたしておられます。再評価税というものを納めておられます。

○木村福八郎君 その差額について……

○説明員(塚本孝次郎君) 差額についてある割合の税金を納めておられます。それから、そうやってできました再評価積み立て金を資本金に組み入れるという場合には、税金は関係ないわけでございます。ただ、それは再評価積み立て金という準備金勘定が資本金に変わって、ただでございまして、ただ企業にとつてみれば配当負担が大きくなるというだけで、税金上は何にも関係ございせん。

○木村福八郎君 それで、この減税措置というのは、再評価積み立てした場

合に対する、積み立て金に対する減税措置ということなんですか。

○説明員(塚本孝次郎君) 普通の場合には、法人所得についてはたとえ三八%の税金がかかる。それに対して、再評価税は三%の税率で税金の納付を求めたわけでございます。

○木村福八郎君 これは私たち実務問題にはよくわからぬですから、しろうとの質問をするかもしれないんですが、問題を正確に理解するために質問するわけですから、ひとつ答弁していただきたい。

再評価をしない場合には、特に税金はかかるわけですね。ですから、再評価をして積み立て金勘定を設けると税金がかかりますから、税金をなるべく払うのをいやだと思ふ場合には再評価をしない、あるいはまた再評価のしかたについても課税をのがれるために十分な再評価をしないという問題も起こると思うのです。それから、これは昭和二十九年ですね、この法律が実施されたのは、その後また資産価値について変化があるわけじゃないですか。第一次、第二次、第三次やりまし

たが、今後の資産価値が増加する場合には、また再評価の必要が出てくるわけでしょう。そういう点についてはどういうふうに考えられているのか。

○説明員(塚本孝次郎君) 税金を納めるといふ面から見ると、企業にとつては負担でございますが、資産が再評価されますと、その分だけ減価償却は多くなります。

○木村福八郎君 ええ、そうですね。

○説明員(塚本孝次郎君) そうしますと、その分が損益が多くなりまして、必ずしもマイナスの面ばかりではないということになるわけでございます。

○木村福八郎君 ちょっと待ってください。さあ、それでいいです。しかし、そのかわり固定資産税はふえるでしょう。

○説明員(塚本孝次郎君) 御質問にありましたように、固定資産税というものは大きくなります。大きくなりますが、企業にとつてみれば、その損益計算上減価償却の額が相当大きくなりますし、それから、たとえば現在のその戦後のインフレによりまして非常にまあ減価償却が下落しまして、資産が実際は非常に名目的に小さくなっているわけですね。だから、それが再評価されない場合には、かりに減価償却をやつても、その資産の耐用年数が来た場合において新しい資産の取得が不可能になるわけですね。実質資本の維持という面からいいますと、企業にとつては再評価をしないことはマイナスになるわけでございます。

○木村福八郎君 それはわかります。が、しかし、企業としてはこの再評価をやることによって減価償却が大きくなる。減価償却が大きくなれば、それ

は税金を納める場合に、それは引いてもらえますね。しかし、固定資産税が大幅になる。そのプラス、マイナスを考へてやるんじゃないんですか、再評価というものは、やるかやらぬかは企業にとってはそういうことになっていくんじゃないですか。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまお話しのような点がいろいろあると思ひます。

ただ、御承知のように、この法律をつくりました趣旨が、まあインフレによつて非常に程度の激しい再評価を要するような事態になったもので、それから、企業側をほうっておきますと、再評価をしないいろいろな名目的な高収益、名目的な高配当というものができるわけですね。企業の経営を健全にするためには、これだけインフレによつて大きくなりました資産の再評価をせざるべきだという観点から、再評価を強制したわけでございます。ほつとい

たのでは、なかなか任意の再評価では十分にかないということで強制をしたわけでございます。

○木村福八郎君 それはわかるんですが、さつき私が質問したのは、実際にこの企業の内容を堅実化させると、特に開放経済体制に移行するにあつてそういう必要があるというところは提案理由にあるわけですがね。そこで、実際問題としてはこの法律で意図されたようなふうになっていないわけですね、この実績を見ましてもね。企業としては、その税金関係からいって、いろいろ損得を考へてやるわけでしょう。ですから、固定資産税が、再評価されることによって固定資産税がふえる。しかし、減価償却費は大きくな

ると。それは、その面から法人税のはるは減るわけですがね。ですから、それが、固定資産税がふえるのと、それが法人税で減税になるですね、税金が減る、その面との兼ね合いでしよう。これは経営をやつてみればすぐわかるわけですね。われわれは実際経営をやつていないから、そういう想像で質問するんですが、これは自民党の方のほうがよくおわかりだと思ふんですが、そういうことじゃないんですか。そういうことで十分に再評価できない、この法案で意図したようなあれができないとすれば、実際問題としてできるような何か措置をしなければ行なれないんじゃないかと、こういうふうにも思ふから、質問しているわけなんです。

○天田勝正君 ちょっと関連。そのことは私も聞きたかつたんですが、要するに電力、倉庫、まあ陸運、ことに私鉄のようですが、こういうものがこの組み入れ欲が非常に少ないが、その原因はいろいろあるに、ついでにおるのか。この反対に、平均よりもよい組み入れられているのが水産とか建設とか、石油、石炭、ゴム、それから同じ運送でも海運のほうがよく、こういうようなことになっているでしよう。それはどうしてそうなるのか、それをちょっとあわせてお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○政府委員(吉岡英一君) 最初に、木村先生のおっしゃいました企業が再評価をするかしないかという問題は、実はまさにその再評価をするかしないかというときのいろいろな判断の問題だと思ひます。それは、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな企業側と

る。それは、その面から法人税のはるは減るわけですがね。ですから、それが、固定資産税がふえるのと、それが法人税で減税になるですね、税金が減る、その面との兼ね合いでしよう。これは経営をやつてみればすぐわかるわけですね。われわれは実際経営をやつていないから、そういう想像で質問するんですが、これは自民党の方のほうがよくおわかりだと思ふんですが、そういうことじゃないんですか。そういうことで十分に再評価できない、この法案で意図したようなあれができないとすれば、実際問題としてできるような何か措置をしなければ行なれないんじゃないかと、こういうふうにも思ふから、質問しているわけなんです。

○天田勝正君 ちょっと関連。そのことは私も聞きたかつたんですが、要するに電力、倉庫、まあ陸運、ことに私鉄のようですが、こういうものがこの組み入れ欲が非常に少ないが、その原因はいろいろあるに、ついでにおるのか。この反対に、平均よりもよい組み入れられているのが水産とか建設とか、石油、石炭、ゴム、それから同じ運送でも海運のほうがよく、こういうようなことになっているでしよう。それはどうしてそうなるのか、それをちょっとあわせてお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○政府委員(吉岡英一君) 最初に、木村先生のおっしゃいました企業が再評価をするかしないかという問題は、実はまさにその再評価をするかしないかというときのいろいろな判断の問題だと思ひます。それは、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな企業側と

る。それは、その面から法人税のはるは減るわけですがね。ですから、それが、固定資産税がふえるのと、それが法人税で減税になるですね、税金が減る、その面との兼ね合いでしよう。これは経営をやつてみればすぐわかるわけですね。われわれは実際経営をやつていないから、そういう想像で質問するんですが、これは自民党の方のほうがよくおわかりだと思ふんですが、そういうことじゃないんですか。そういうことで十分に再評価できない、この法案で意図したようなあれができないとすれば、実際問題としてできるような何か措置をしなければ行なれないんじゃないかと、こういうふうにも思ふから、質問しているわけなんです。

○天田勝正君 ちょっと関連。そのことは私も聞きたかつたんですが、要するに電力、倉庫、まあ陸運、ことに私鉄のようですが、こういうものがこの組み入れ欲が非常に少ないが、その原因はいろいろあるに、ついでにおるのか。この反対に、平均よりもよい組み入れられているのが水産とか建設とか、石油、石炭、ゴム、それから同じ運送でも海運のほうがよく、こういうようなことになっているでしよう。それはどうしてそうなるのか、それをちょっとあわせてお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○政府委員(吉岡英一君) 最初に、木村先生のおっしゃいました企業が再評価をするかしないかという問題は、実はまさにその再評価をするかしないかというときのいろいろな判断の問題だと思ひます。それは、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな企業側と

る。それは、その面から法人税のはるは減るわけですがね。ですから、それが、固定資産税がふえるのと、それが法人税で減税になるですね、税金が減る、その面との兼ね合いでしよう。これは経営をやつてみればすぐわかるわけですね。われわれは実際経営をやつていないから、そういう想像で質問するんですが、これは自民党の方のほうがよくおわかりだと思ふんですが、そういうことじゃないんですか。そういうことで十分に再評価できない、この法案で意図したようなあれができないとすれば、実際問題としてできるような何か措置をしなければ行なれないんじゃないかと、こういうふうにも思ふから、質問しているわけなんです。

○天田勝正君 ちょっと関連。そのことは私も聞きたかつたんですが、要するに電力、倉庫、まあ陸運、ことに私鉄のようですが、こういうものがこの組み入れ欲が非常に少ないが、その原因はいろいろあるに、ついでにおるのか。この反対に、平均よりもよい組み入れられているのが水産とか建設とか、石油、石炭、ゴム、それから同じ運送でも海運のほうがよく、こういうようなことになっているでしよう。それはどうしてそうなるのか、それをちょっとあわせてお聞かせ願ひたいと思ふのです。

してそういう判断をいたしました。十分な再評価をしないということで、再評価を強制したわけでございます。したがって、昭和二十九年当時にその再評価を強制しましたことによつて、再評価すべき金額というものは、その場合にすでにきまつております。したがつて、そういう問題はすでに片づいておられますので、それによつてできました再評価積み立て金をどの程度資本に組み入れるかどうかは従来からの問題であり、今後の問題であるわけでございます。

その組み入れるかどうかについては、税金の問題は先ほど申し上げましたようにございせん。もつぱら企業の収益力にもよりますが、資本に組み入れてその配当負担にたえ得るかどうかということになるわけでございます。

第二点のお尋ねの、電力なりその他が十分にいていないのは、やはり企業の収益力が、料金を統制されておるといふようなことから十分でないと思はれますが、企業の収益力があまりないために、大きな資本組み入れをいたしますと、その配当負担にたえられないといふことから、それが非常にはかの業種に比べまして、平均以上に残つてゐる結果になつてゐると考えております。

○木村謙八郎君 ばくの質問したことに対する御答弁は、その趣旨はわかるのですが、しかし、前段の、再評価をするかしないかの企業側の判断です。その問題はもう解決ついているのです、強制してさせるから。ただ、問題は、積み立て金を資本に組み入れるかどうかということであるというお話

ですが、しかし、前段がやはり問題じゃないか。まあ一応解決ついているとは言われますけれども、やはり企業としては、固定資産税の増と法人税が減税になる分と勘案して損得を計算してやりますから、そこで、いまだに再評価したといつても、それが十分になされてゐるかどうかは、そこが問題じゃないか。それはどういふところで判断するのですかね。たとえば、対資本残存率で判断するといつても、その評価の基準です。その評価の基準というのはどういふふうになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(古岡英一君) ただいまのお話、その評価の基準その他が非常に問題であることはお話のとおりであると思ひます。これは強制再評価をいたしますときに、法律に非常に詳しくいろいろなことを規定したわけでございますが、お手元の資料の二ページをらん願ひますと、再評価実施状況調べという表がございまして、この再評価実施状況調べでございまして、第一次、第二次、第三次、内再評価会社」といふ欄になつておりますが、この第一次、第二次あたりのところが、いふゆる任意の再評価をやつた時代でございまして、第三次のうちの「内再評価会社」といふのが再評価の強制をいたしましたときの数字でございまして、ここに法人で再評価を実施いたしました会社数、そのパーセンテージ、それから再評価の限度額、それから実際に再評価をいたしました金額、その限度額に対する再評価額の割合といふようなものが出ておるわけでございます。ただいま問題になつておりますのは、「内再評価会社」でござい

ますが、これは、ここにありますように、法律制定当初千七百九十一ございまして、法律の規定に基づく計算をいたしますと、再評価限度額がここにありますが、すうに一兆八千億余りありまして、それに対して、九三・四％に達する一兆七千億の再評価をすでに実施をいたしておるといふ数字でございまして、

○木村謙八郎君 これは少し一般論になると思ひますが、要するに、この再評価を強制的にされたといふことは、ほうつておけば、十分な減価償却もしないで経営の健全化を期待できないといふことなんですよ。そうしますと、今後資産の価値の変動があまりなければ、これは問題じゃないのでしうけれども、任意にまかしておいていふのでしうが、しかし、第三次が昭和二十八年ですか、その後やはり資産価値の変動がありとすれば、やはりこれ、任意にまかしていいかどうか。

それから、この法律が今度三年間たつと、これはどうなるのですか、もう任意にしてしまふのかどうか、そこら辺です。

○政府委員(古岡英一君) お話のように、非常に物価の変動がありました場合には、また再評価というようないふことが考えられるのかもしれないが、これは非常に戦後のあいつインフレーションの特別な事態で、企業の経理を非常に弱めるといふような場合の非常な特殊な措置としてやつたわけでございます。昭和二十八年の価物指数、日銀調べでは三五・一、これが最近やはり三五・〇くらいの見当で、あまり変動しておらないという状況でございまして、多少の変動のときにこゝういふ特殊な措置をすることは考えられないと考へております。

それから、この法律が三年間たつた後にどうするかというお話でござい

ますが、先ほど経済課長からは、従来の法律との違いをあまり強調した傾きがあつたと思ひますが、御承知のように、現在の法律は期限が切れたらやはり同じ方法をまた延長するといふようなことを大体想定した法文になつておつたわけなんです。今度それを多少変更して、三年間たつた後の処理といふことについては、この三年間のこゝういふ促進措置によりましてどの程度の促進ができましたか、非常に促進されました、残るものが、千あります会社のうち非常に少なくなつたといふようなことに進めば、その際にあらためて最終処理を考へる段階に達するかもしれないといふことで、その最終処理もできるような法文にしたといふことであります。全く、この三年間のこの法律の促進措置によりましてどの程度促進されるか、あるいはまた企業の収益力がどうなるかの判断によるかと思ひます。場合によつては、三年間たつてもまだ現在の進行状況とほとんど違わなかつたといふような事態であります。やはりまた同じような措置を延長して繰返すこともないことはない。ただ、最終処理できますればこゝういふ特別な処理はなるべく早く処理するほうが望ましいことであると思ひます。すでに昭和三十一年から約十年間続けてまゐつておられますので、今後三年の後ははわれわれとしてはなるべく最終処理を考へたいという気持ちから、「処理」といふことはを使つたわけでございます。

○栗原祐幸君 ちよつと関連して。いま木村先生から話のありました、再評価すると固定資産税が上がるというやつですが、これはそういう因果關係にあるのですか。固定資産税というのは、再評価しようと思ひますと、それは固定資産税の評価に一定の基準があつてやるのじゃないですか。ただ、再評価すればそれがスライドされるといふ風潮といふのですか、傾向はあると思ひますが、理論的にはどうなんですか。この点をお伺ひしたい。

○説明員(塚本孝次郎君) 固定資産税の課税標準につきましては特例が置かれておりました。固定資産税の課税標準の基礎になります評価額を再評価することによりましてこゝの場合においては、そのこゝの評価額はこゝなかつたものとしてその課税標準の基礎になる評価額を適用するといふような法律になつております。したがつて、再評価を行ないましたも、その多かつた額だけ固定資産税の税金が高まるというこゝにならないように固定資産税の課税標準に關する特例の規定が置かれております。

○栗原祐幸君 ということは、理論的には、固定資産税といふものと再評価といふものは直接的な關係はないのだといふことなんですか、理論的には。

○説明員(塚本孝次郎君) 理論的には、再評価を行なつた場合には固定資産税の評価額といふのは上がつてまいりますが、あるのではないかと思ひますが、ただ、実際上はそういうものと結びつけないような形で固定資産税の課税標準の価額を特例としてきめて

いるというようなことになっております。

○栗原祐幸君 もつと具体的にいいますと、再評価しない、しかし、だれが見てもそれは現実の価額として見ては非常に低い、帳簿価額が。その場合の固定資産税というものは、その帳簿価額にとらわれて低い固定資産税になるのか。あるいはそうでなくて、客観的に見てそれはもう相当なものだからというので相当な固定資産税がかかるのか。これをお聞きしたい。

○説明員(塚本孝次郎君) これはどうもわれわれの権限外でございますので、はつきりわかりませんが、ただ実際私どもが聞いておりますのは、固定資産税の価額というものは、評価額というの、実際に現在企業が評価がえをしておりとおるまいと、ある統一的な評価基準によりまして固定資産税の評価額がきまつているというように聞いております。

○栗原祐幸君 ということだとしますと、いわゆる固定資産税というものと帳簿価額というものは直接的な関係はないという結論になりはしませんか。

○説明員(塚本孝次郎君) いまの御質問は、固定資産の評価額と固定資産税の評価額との間には関連はないのではないかと御質問と理解してよろしゅうございますか。

○栗原祐幸君 最後のやつが一番重要なんです。最後のやつがいわゆる固定資産再評価しない、非常に帳簿価額が安い。だけれども、だれが見ても、その帳簿価額では再取得はできない。だから、もう固定資産としては相

当な価額なんだ。しかし、それは再評価していないから帳簿価額は安い。その場合に、固定資産税というものはその帳簿価額に見合ったように低いのか、低くないのか。

○政府委員(吉岡英一君) 多少自信のない答弁をいたしておりますので、たいへん恐縮でございますが、自治省のほうにはつきり聞いて合わせまして、御答弁いたしたいと思ひます。

○天田勝正君 議事進行。まあ木村委員の質問が終えたら私お願いしたいと思ひておつたのですが、たまたまそういう話が出ましたので。どうでしょう、自治大臣というところじゃ骨が折れましようが、地方税関係の政府委員をお呼び願ひませんか。早くやれるので、ぜひ私もやりたいので。

○委員長(新谷貢三郎君) 次回の委員会に、自治省の關係の政府委員を呼びまして、御質問を願ひたいと思ひます、その点につきましては。

○木村福八郎君 固定資産税につきましては、これははつきりしているんです。固定資産税は、御承知のように、土地と家屋、償却資産、三つに分かれております。償却資産は取得価額ですから、取得したときの帳簿価額でやるのです。ですから、それが評価が上がつても、取得価額でやるのですから、今度だつて再評価はしないのですよ、今度の改正では。償却資産は取得価額なんです。だから、取得したときの帳簿価額でやるのです。だから、現在資産が高くなつても、それは帳簿価額で、そこに問題がある、今度の税制改正でも。ですから、償却資産については評価がえしないのです。そこが問題になるところですけれども、

これは私の意見ですから、これは自治省の人を、これは地方税ですから。しかし、これは大蔵省でもこのことはちゃんと知つておかなければならぬはずなんです。ことにこの企業の資本構成の場合には固定資産という問題は重要な問題なんです。

先ほどのお話ですと、この場合には、固定資産税については特例措置が講ぜられてゐる。それで、原則からいへば、評価がえした場合に、これは資産が多くなるのですから、当然固定資産税はふえるわけですよ。ふえるのだけれども、さっきのお話では、この法律ではそのときには固定資産税がふえないような措置をしてある。そういうことによつて再評価を促進させよう、こういう法律になつてゐるのです。そういうことでしよう。その点はまたあとで、問題をもつとはつきりさせる意味で、自治省の人を呼んで問題を明らかにしたいと思ひます。

最後に、私が質問したいのは、さっきの電力とか私鉄とか倉庫とか、再評価積み立て金勘定というものが再評価のために残つてしまふ、そういう場合の処理ですね、これをどうするかというところについていろいろ検討されてゐる。それで、三年たつたあとでは、配当制限という形において再評価積み立て金の最終処理をやることはやらない、配当制限という形においてはやらない、こういうお話なんです。そこで、配当制限以外の方法というのはどういうことかというのを承つて、何か外債発行するような場合にでも再評価積み立て金というものが外国人には理解がいけない、非常に何か不明朗なよう

に理解されて、外債発行にも多少障害になるようなお話もあつたのですが、その点がいはつきりきまつていない。とすれば、御答弁願ひぬでもいいかも知れぬけれども、どういふことがいま検討されてゐるのか、差しつかえなければ、配当制限以外の方法、以外措置によつて最終処理を行なわれしめようとしてゐるのか、その点最後にお伺ひしておきます。

○説明員(塚本孝次郎君) 先ほど申し上げましたように、電力とか私鉄につきましては、料金の関係上、この三年間で組み入れが相当促進されて卒業ラインに達するということも予想が困難でございますので、おそらく相当の再評価積み立て金が残るのじゃないかと思ひます。したがひまして、これを今後三年たちましたら、配当制限は一切ではないのでございまして、できるだけ配当制限をしないような方向で何か基本的な案を考へていきたいとは考へておりますが、他の業種は相当の資本組み入れをやつて再評価積み立て金を株主のところに返してゐる、相当困難な配当負担を負ひながらもやつてゐるにもかかわらず、それらの業種が全然やつていない、そういうアンバランスがあるわけございまして、そういうものを放置しておいて、まあ配当制限を全然やめてしまふということが権衡上問題があるのだということになれば、まだ配当制限を続けるということにもならうかと思ひます。

それから、もう一つは、ただ、資本準備金に入れるというのが最終的な処理になると思ひます。資本準備金はたゞは株式発行のプレミアムのよう

ものが入つてくる勘定でございますが、その資本準備金の使用が、現在の商法によりまして、欠損補てんまたは資本組み入れ、こういうふうに使ふことが許されてゐるわけでございますが、その場合には現在の資本充実法のように抱き合わせ増資ということができないようになってゐるわけでありまして、そういうことは、いわゆる五十円のうちに三十円払い込んでください、そうすれば二十円は無償でつて一株差し上げましよう、そういうことは言ひなれば有償を半ば間接的に強制する形になりますので、商法上は好ましくないといふことで、そいつは許されてゐないわけでありまして。ただ、再評価積み立て金というものは非常に株主に近い性格を持つてゐるというところから、資本充実法においてはそういうことは許されてゐるというところございまして、したがひまして、これをやめて資本準備金に入れた場合には、企業がそういうふう非常に使いにくくなるという面が出てくるわけございまして、非常に膨大な資本準備金がいつまでも残るといふことになつてまいりまして、その辺が非常にむずかしい問題になるのではないかと考へております。だから、その辺は商法との関連も見ながら業界の事情を聞いて具体案を作成しようと思つております。適当な案ができなかつたれば、さらにもしばらくは配当制限を続けるということにならうかと思ひます。

ただ問題は、現在の電力会社も私鉄の大手も大体配当率が一律でございます。現在最低が一割をこえてはならないという規定になっておりますから、実質的にはあまり影響を受けてい

ないわけですが、一割以上の配当をしようと思つとひつかかるという事になっております。

○木村義八郎君 企業資本の充実措置として、このような資産再評価の特別措置法以外にいろいろも政府でも考えているようですが、特に税制面でこの企業減税の問題が非常に取上げられていくようにですね。それで、来年度の税制改正においては企業減税が非常に強調されている。この間新聞に出ていましたが、税制調査会の会長の中山伊知郎さんが来年度の減税は所得税中心に行ないたいと言っているのに対して、池田首相は開放経済体制に入るのだから企業減税に重点を置きたいというふうなことを言っておりますし、そこでこの配当の損金算入とか、そういうふうなことも、企業資本充実の一環として考えられているように思うのですけれども、というのは、税制面のたとえば配当の損金算入とか、あるいは増資を、自己資本の充実のための増資をもつと可能ならしめるために、配当の分離課税とかなんか等々、そういうことも考えられているのですか。

○政府委員(吉岡英一君) どうも御質問が大変でないと答弁できかねるような点があると思いますが、私どもの理解しているところの範囲内でお答えを申し上げます、自己資本の充実が叫ばれておるわけですが、自己資本の充実と申しますと、要するに、増資を促進いたしまして資本金をふやす方法と、あとは法人の内部留保を厚くする方法と、二つだと思ひます。法人の内部留保を厚くすることに關連いたしまして、法人税の軽減あるいは償却の範囲の拡大というふうなことで法

人の内部留保を厚くする一連の方策があるわけですが、もう一つの方策が、これも企業側とその増資を受け入れる側の投資者側と二つの面があるかと思ひます。企業側につきましては、ただいまお話をいたしましたような借入れに金に比べて資本金の配当負担というものが非常に大き過ぎる。したがって、この配当負担をなるべく軽減してやる必要があるということから、お話をいたしましたような配当の損金算入、あるいはたまたまとっておりますような配当に關する法人税の軽減措置というふうなものが考えられておるわけでございます。それから、ことに最近の

ような株式市場になりますと、企業側で増資をしようと思ひますと、増資を受け入れるほうの、増資を引き受ける側の投資家側と申しますか、そのほうに力がない、そのほうを何か促進する方法というところで、ただいまお話をいたしましたような配当の分離課税その他の点が検討の問題としてあるわけでございます。

○成瀬幡治君 先ほどの最初の質問のときに六千五百十一億という金の数字をおっしゃいましたが、これは積み立て金残のほうですね。

○政府委員(吉岡英一君) そうでございます。成瀬幡治君 そうしてこれは、各会社によつていろいろあると思ひますが、大体これは運転資金に使われておると見て差しつかせございませんか。これがどういふふうに使われておるかというふうなことを御調査になつたこととございます。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまお話をいたしましたので、一応この数字を申し上げておきますが、会社が先ほど申し上げましたように千二十八社でございます。それで、その資本金が三兆三千二百五十四億でございます。それで、その再評価積み立て金の残額が、お話をとお六千五百十一億円でございまして、資本金組入れをすでにいたしました金額が四千二百三十億円でございまして、この兩者を、再評価積み立て金と資本金組入れ金額とを合計いたしましたものが一兆七百四十一億円になります。したがって、一兆七百四十一億円に對して四千二百三十億円の資本金組入れがすでに行なわれておることから、三九・四%、約四割のものが資本金組入れが済んでおるといふ数字になっております。

それから、お尋ねの再評価積み立て金が何に運用されておりますかということ、は、会社によつていろいろ違ひかと思ひますが、私どもの確かな調べることを持つておりませんので……

○成瀬幡治君 それから、その再評価を、この法律を出したときに、物価が上がつたのだと、それでこつこつとものをせなければならぬ。しかもやらない、資本金の制限がございまして、やらないうときは罰則をつけてやるようにしたわけですね。その理念というものは、一体これは差益金というものは、再評価金というものはだれのものであるという理念で始まつておりましたらうか。

○政府委員(吉岡英一君) 会社の資産の再評価をいたしましたものでございまして、したがって、お尋ねの点は当然

まあ株主のものということで始まつておると思ひます。

○成瀬幡治君 そうすると、最終的に株主に帰属すべきものがされずにまだこれだけあるわけですね。そういうことに對して罰則は実はないわけですね。ただやれやれと言つて、過去三回の延長を入れて六、七回もこれであるわけですが、それでもなおかつやれない。おつしやるように、ずっと木村委員等の質問で明らかになつたことなんですが、なおやらないところは四百九十九社残つておる。今回の配当制限で制限を加えておるから、そのために必然的に配当を落とさない限りはやらざるを得ないと思ふ。算術計算で引きますと、三百三十三社はどうやつても残つてくることになるわけですね。それで、木村委員等の質問を聞いてみると、今度は配当制限をしない方法をひとつ考へるとか、あるいは資本準備金に組み入れる方法があるとかおつしやるが、最初におつしやつたように、この出てきた金というものは株主に帰属するものだ、株主に返さるべきものだという原則で賞かるとするならば、私はやはり無償株以外にないと思ふのです。あるいは一時そういうものを分配する方途を考へる、最終的にはそういふところに落ちつけてほんとうに考へておるのですか。そういうふうにするというところを。

○政府委員(吉岡英一君) お話し申し上げましたように、当然株主のものであるという觀念でおるわけでございますが、再評価積み立て金として残つておりました株主のものであることに、それは変わりないと思ひます。ただ、それ

を資本金という形ではつきりするといふだけのことであると考へておるわけでございます。したがって、われわれとしては、株主のものでございまして、実質的にも形式的にもはつきり資本金に組み入れて、なるべくはつきり株主に返すべきだと考へておりますけれども、お話をように、再評価積み立て金のままで残つておると、株主のものではないといふことではないと思ひます。

それから、最終処理の問題でございますが、われわれとしてもできるだけ資本金に組み入れることを促進し、早く処理をつけるべきだと思ひますが、やはり会社の収益力その他からいひまして非常に収益力に見合ふない大きな資本金になるというところは、当然配当を落とさなければならぬというふうな問題も起こりまして、はたしてそれが会社の経営上適當かどうか、いろいろの問題が起つてまいと思ひます。したがって、この法律発足の当初から、この再評価積み立て金というものは当然株主のものであり、はつきり資本金に本来は即時組み入れるべきものである。しかし、やはり経済情勢、会社の収益状態から見、徐々にやつていくというところで、これだけの年数をかけてやつておるわけでございますから、最終処理をしてよい段階になればもちろん最終処理を考へるべきですけれども、いま申し上げましたように、な収益力なりその他から考へて、ほんとうに会社の経営のためにいかかどうか、十分判断する必要があるかと考へております。

○成瀬幡治君 おつしやるのとおり、私も、会社ですから、何かに残してお

く、積み立てておいても差しつかえな
いと思ふのです。しかし、これは法律
に基づいて強制的にやらした再評価の
益金なんですね。ですから、これが何
らかの形で残しておいたって、それは
株主のものでいいんじゃないかとい
う、そういう理念ではなくして、私は
最初に申し上げましたように、罰則ま
でつけて強制的にやらした金なんです
よ。ですから、これはほかの金と違
うと思うのです。普通の収益によつて得
た金を資本準備金に積み立てておく
か、いろいろなことをしておいてい
いんですが、それとは性格が違ふん
じやないか。だから、当然株主に返還
をしていく方途というものを考えるべ
きじゃないかという主張をするんです
が、このことについてどうもその他の
収益金、会社収益金と同じような理念
でやられては、私は事が違つてはし
ないかと、こういうことを言うわけ
ですが、それはどうですか。

○政府委員(吉岡英一君) お話の点
は、先生のおっしゃるとおりにわれ
れも考えております。

○成瀬清治君 それから、何か再評価
審議会というものがあつて、そこで今
回は懇談会でやつたのだとおっしゃ
るのだけれども、これはいまでもあるわ
けですか。もしあるとすれば、これは
定期的におやりになるわけですか。

○説明員(塚本孝次郎君) 再評価審議
会は、再評価をやります場合に、再評
価の限度額の基準をどうするかとか、
そういうことを審議しました審議会で
ございます。したがつて、現在では使
命は終わつておるわけでございます。
いわゆる各業界の代表がおりまして、
再評価をやつた企業の業種の代表の

方々が集まつておりますので、その再
評価積み立て金の処理の問題でござ
いますので、関係はございまして、参
考的に審議会ではなくて懇談会とい
う形で意見を聞いたわけでございます。
したがつて、現在では再評価審議会と
いうものは定期的にやつておりませ
ん。

○成瀬清治君 そうすると、二年ない
し三年の後に問題が出てくるわけだ
が、このことは、その途中において省
内において、これは再評価審議会とい
うものは全然なくなつてしまつて、任
期が来てしまつておるから、目的を達
しておるから、解散されておるわけ
ですね。ですから、そういうふうな
任意にはかつて相談をされる、ある
いは理財局の中で結論を出しになつ
て処理をされようという考えのよう
に承つておるわけですが、何か聞いて
おりますと、どうも収益率のあまりあ
がらないところ、それは料金等で押え
られておるから、公営企業というやう
な名のもとに、あるいは公益性があ
るというところ、あるいは経営の点から
見てもどうもおかしいから、どうも一
割あるいは八分くらいの配当に制限し
ておるといふやうなことになる、な
かなか配当制限だけでは私は処理はで
きないと思ふのです。実際問題として、
そうすると、これを——これは意見に
なつて恐縮なんですけれども、株主に
これを返すというやうなことになる
も、私は無償で、ある程度罰則が何
かつけて強制的にやらせるやうなこ
とをお考えになつたほうがむしろい
いんじゃないか、そうでない、最初に申
しましたように、お金は何に使われて
おるか、この六千五百十一億が何に使

われておるのか知らないとおっしゃ
るが、私は設備や何かに回つてい
るんじゃないかということを実は心配を
しておるわけなんです。そのことがひ
いては、いわゆる過当競争のほうに
つてしまつて、健全経営というものを
むしろ阻害してしまつておるやうな
ことを心配をして、実はお尋ねした
わけなんです。まあそういうやうな
意見を持っております。これは意見で
す。

○天田勝正君 税金問題はまた次の機
会だそうですが、今度の改正で、減価償却
額が普通償却額閉鎖の一〇〇%未満の
場合は配当率一〇%をこえてはなら
ない、こういうことに結局なるよう
です。そうすると、しかし、それが大蔵
大臣の定める範囲内云々というた
書きがあるわけ、それは一体どうい
う期間でどういふ額と云々、ある
いはどういふ比率できめていきま
すか。

○説明員(塚本孝次郎君) 従来は、
い御質問がありましたように、九〇%
未満の場合において配当制限をやつ
ておつたわけでございますが、今回は
一〇〇%というふうに上げたわけな
んです。ただ、問題がございまして、減
価償却額を計算する場合に、まあ全
くこれは技術的な問題でござい
ますが、〇・何%というのを切る場合
が、集計をいたしますと各現場ごと
に計算をいたしまして、それで本
社で集計をしてそれを実際計算して
みると、減価償却率九九・八%とか
九九・七%とかいうやうなことが計
算上の何か誤差として出てくる場合
が相当あるやうでございます。これは
企業の計算の実態なんですから、
これは現在日立製作所が九

九・五、六%のあれになつておりま
す。その点が第一点。それから、もう
一つは、今度の法人税法の改正によ
りまして、耐用年数の集約化というの
が行なわれております。従来非常にこ
まかく機械ごとに耐用年数がきまつ
ておりましたのを、古い機械も新しい
機械もある程度集約して簡素化しよ
うという方向で改正が行なわれてお
るやうでございます。したがつて、個
々の企業別に見ると、非常にこの一
〇〇%という償却が困難であるとい
うやうな企業も出てくるやうござい
ます。特に機械工業あたりはさうな
点があるやうでございます。そこで
ございまして、そういう点につきま
しては、五%の範囲を限つて——そ
ういふものを全部ひくくするめて五
%の範囲を限つて、大蔵大臣に承認
を求めた場合には、実情やむを得な
い場合には承認をしよう。その場合
には一〇〇%と同じやうに配当制限
をしませんということでございます。

○天田勝正君 それから、さつき電
力、倉庫、陸運という業種をあげて、
組み入れ率が非常に低いというこ
とを聞いたのですが、そうしたところ
が、一応の答弁はありました。ところが、
その平均よりも下回つておる中に電
気機器の四一%というのがあります
ね。これなどは別に、他の答弁を受
けた業種とは違つて、その困難性が
ないと思ふのだけれども、こういう
業種が困難だという理由はつかんで
おりますか。

○説明員(塚本孝次郎君) お手元
に行つておられます四ページの表を
ご覧になつていただきますと、業種別
の組み入れ状況が記載されてござ
います。電気機器がまん中辺にあり
ます。いわゆる資本金に対する再評
価積み立て

て金の残高の割合、A分のBとい
うのがまん中の辺に数字が、パー
セントで載つておりますが、こいつが
現在の再評価積み立て金の残高の資
本金に対する割合でございまして、
これは電気機器は五・二%という
ふうになつております。これは全体
の平均は一九・三%でございます。
ところが、一番最後の欄のD
分のC、これはいわゆる組み入れ割
合でございます。組み入れ割合が一
〇・〇%となつております。したが
つて、この全体の平均の四〇・一と
大体とんとんぐらいにいつておる。
これを考えますに、電気機器業界とい
うのは終戦後非常に好況でございま
して、有償の増資が相当行なわれた
わけでございます。行なわれまして、
資本組み入れ割合は四一%ぐら
いでございます。企業規模といふもの
が相当ふくらみまして、再評価積み
立て金の残高が企業規模に比べて
ほとんど足らないやうな状況にな
つてしまつたというのをあらわして
おるのではないかとと思ふ。したが
つて、全体の企業規模からいへば、
現在残つております再評価積み立て
金はほとんど足らないやうな金額
になつておりますというのが実情で
はないかと思ふ。これは非常に有償
増資が多かつたということに基づく
結果にならうかと思ふ。

○天田勝正君 そうすると、先ほど
各委員から御質問があつた問題で
すが、いづれにしても、当局の見
るところでは、電力の一八・三%な
どというのは非常に低いのですから、
これはどう急遽に資本組み入れが
行なわれな

い、こういうふうに判断するのです

が、成瀬さんはそれを三百三十二社で

すかと数字をあげておられました、が、

当局の見る結局資本組み入れが行なわ

れない業種はどのくらいになりまし

か。――業種では言えぬか、業種は。

いや、それじゃ社数でもいいです。

○説明員(塚本孝次郎君) 社数で厳格

に……

○天田勝正君 いや、おおよそでいい

です。

○説明員(塚本孝次郎君) どうなるか

というのはいちよつとお答えできないの

でございますが、三十五年の九月末と

三十八年の十二月末の資本組み入れ割

合の推移を見てみますと、三十五年の

九月末における資本組み入れ割合は電

力を除きますと三八・三%でございま

した。それが三十八年の十二月末では

五四・九%になっております。これは

東証の第一部の上場の会社のみでござ

います。したがって、この

午後一時四十分開会

○委員長(新谷貢三郎君) 委員会を再

開いたします。

公庫の予算及び決算に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

本案につきましては、すでに提案理

由の説明及び補足説明は聴取いたして

おりますので、これより直ちに質疑

に入ります。御質疑のある方は順次御

発言願います。

○成瀬幡治君 改定をされる個所が六

ないし七あるようでございしますが、そ

ういうことについて逐次ひとつ御説明

を承るような意味合いにおいて御質問

申し上げたいと思いますが、第一は、

節の区分を廃止するというよりなこと

になるようでございしますが、これは何

か特別な理由があるわけなんですか。

○政府委員(相澤英之君) 節の区分に

つきましては、従来は一般会計におき

ですが、いままでなぜそれじゃそうい

うことについて合わせるようなふうにな

らなかったのか。

○政府委員(中尾博之君) ごもつとも

な御質問であると思ひます。私ども

は、実はこの節の制度は、ただいま申

し上げましたように、一般的に制度に

はなっておりません。それから、公庫

におきまして、ほとんどこれがな

ければならぬというふうな実情がござ

いせん。そういうことで、これを廃

止いたしますというのには、何もいまさ

ら今回に限ったことではなく、さらに

よく検討いたしまして、それをもつと

早い時期に整理すべきものは整理して

おくべきであつたという性質のもので

ございします。

今回御審議をお願いいたしております

するこの公庫の予算決算に関する法律

の一部改正でございしますが、全体とい

たしまして、行政監督の面あるいは予

算統制の面、いろいろな面からする施

策が公庫にかぶさつておりますが、そ

れを機能的に見ますと、重複してお

る、能率の向上をはかりたいというこ

とが本旨でございまして、そういう意

味の法律をお願いいたしているわけで

ございします。それを機会にと言つてはま

ことに妙なことでございしますが、実は

比較的、これがございしてもたいへ

ん差しつかえがあるというものでもご

ざいせんし、かといって、これがあ

りまして、実はかえつて事務が繁雑

である一面、たいして重要な機能を果

たしておらないというものもあわせて

この際整理をしていただくという意味

合いの法律になつてゐる次第でござ

います。何ぶんにも、いろいろな制度が

次から次と動いておりますので、若干

こういふような目残しと申しますか、

というふうな形になつておりましたの

で、それ以外に他意はございせん。

しかし、いままで検討が不十分であつ

たという御注意があると思はれば、それ

は私どももいたしまして十分反省

しなければならぬと、こう考えており

ます。おくれはせながらここである程

度検討の済みましたものをまとめてお

願ひしている次第でございします。

○成瀬幡治君 そうすると、どうい

ふになるのですか。これは款項目、

どういふふうになるのですか。節がな

くなるすると、公庫予算はどうい

う勘定になりますか、款項目か。

○政府委員(相澤英之君) 歳出に關し

ましては、項、目でございします。

○成瀬幡治君 そうすると、いままで

は項、目、節とあつたのを、節をやめ

る、こういふことになるのですか。

○政府委員(相澤英之君) さようで

ございします。

○成瀬幡治君 その次に、固定資産の

取得に要する金額の限度額というので

すか、これが何か最高というのです

か、限度額というものがいままできめ

られておつた。これをなくすると、結

局、歳出予算をつくつたときに、いま

までは固定資産はこれだけ以上使つて

はいけなという限度額があつた。何

割なら何割とか、何%というものが

あつたので、そういうものはこれを制

限をはずすと、こういふのですか。

○政府委員(相澤英之君) 若干、公庫

の固定資産の取得費の限度額に關しま

して従来の経緯も申し上げますと、こ

の公庫の予算及び決算に関する法律は

昭和二十六年の三月に制定されました

が、當時は固定資産の取得に要する経

費も公庫の支出予算に計上されてお

つたわけでございします。しかし、その

後、と申しましても翌年ですが、二十

七年の四月にこの公庫の予算決算に關

する法律の一部改正によりまして、固

定資産の取得費は支出予算からはずさ

れまして、そこで公庫の収入支出の予

算、すなわち予算書におきまして議決

の対象となつておりますところの予算

に計上する項目はすべて損益を伴う収

支だけとなりました。つまり、経費予

算の形となつたわけでございします。し

たが、いまして、その昭和二十七年四月

の公庫の予算法の改正以来、固定資産

の取得費につきましては、歳出予算か

らははずされてゐるわけでございま

す。

で、ただその際に、その限度額につ

きましては、その固定資産の取得費の

限度を、従来が歳出予算に含まれて

おつたというふうな経緯もございま

したので、とにかく予算総則の事項に残

しておくとしたことになつたわけであ

ります。しかしながら、固定資産の取

得費の額は、これは公庫全体の資金の

額から申しますと、非常に僅少でござ

いまして、貸し付け資金を含む總体の

資金の中で何%かということだけでそ

のウエイトを判断することは問題ある

かと思ひますが、そのパーセンテージ

を申し上げますと、最高の率を持つて

おりますところの医療金融公庫でも

○四%、たいていのところは○一%

という程度の金額にすぎず、かつま

た、その対象となる固定資産の内容

も、一件十万円以上という現状にお

きましては、金額的にもそれなつたこ

とはない。そういう固定資産の取得を

も全部対象にしているわけでありまして、その内容も、営業所、あるいは設備その他の備品の取得というようなものになっております。また、その固定資産の取得費も、現在はこの予算に添付されておりますところの資金計画の中で明瞭に固定資産取得費として示されているわけでありました。したがって、この予算総則におきまして、あらためて限度額を明示しなくても、十分公庫の資産の取得について資金計画の承認というを通じまして規制もできるということで、この際まあ事務の簡素化、合理化という一般的な公庫の会計制度の整理の方針に従いまして、予算総則に固定資産の限度額を掲げるといふことはやめることにいたしました。次第でございます。

○成瀬瀬治君　よくわかりませんが、そうすると、資金計画をつくつて、そうしてそれを大蔵大臣に承認を得るんだ、したがって、予算総則において限度額はこうこうだといつてそういうことをやる必要はなくなったのだ、またやらなくてもそうたいした大きな固定資産を取得するよりな場合はちよつと考えられないから差しつかえないのだ、こういうことなですか。

○政府委員(相澤英之君) 各公庫の資金計画は別にこのために新しくつくるということではございませんので、予算書にそれぞれ添付書類といたしまして毎年度の事業計画、資金計画というものが掲げてございますが、その資金計画の中に固定資産取得費というものはつきりと掲げられてあるわけでございます。で、この資金計画に従いまして、毎事業年度、また実行に際しましては主務大臣の承認が毎四半期ごと

にごさいます。その主務大臣の認可を通じまして固定資産の取得の統制もきくのでございまして、その承認も当然この予算書に掲げられておりますこととこの資金計画に従っておきましますこととなりますので、十分な統制がここににあるから、あらためて予算総則におきましてこの固定資産の取得の限度を掲げる必要はないのではないか、こういうことでもお願いしたわけでございます。

○成瀬權治君 四半期ごとにですか、
四半期ごとに主務大臣の決裁を得るわけですか。

○政府委員(相澤英之君) 事業計画及び資金計画は、たとえば国民金融公庫法の第二十条には、「公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するよう、に、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを大蔵大臣に提出し、審議会の議を経て行ふその認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。」、あるいは他の公庫につきましても、同様に四半期ごとの事業計画及び資金計画につきましては、これを主務大臣の認可にかけております。国民

金融公庫は主務大臣が大蔵大臣だけでございまして、大蔵大臣の認可と書いてありますが、たとえば住宅金融公庫につきましては、主務大臣は大蔵大臣及び建設大臣なので、その両大臣の認可というように、それぞれ主務大臣の認可を毎四半期ごとに受けるようになっております。

○成瀬權治君　この是非の判断にちよつと苦しむわけですが、どうも今回の改正の趣旨は、資金計画、全体の

資金の中でこういう固定資産の取得費がパーセンテージが非常に低いのだから、事業計画あるいは資金計画でそういうものを出すことでは、ここからはいいものを出すことでもいいものなのですから、そこら辺の判断に非常に苦しむのだけれども、それで一向差しかえないのだから、それが経済民主化というか、予算民主化の観点から見て差しかえないものかどうか、そこらのところちょっとわかりかねるのです。

○政府委員（中尾博之君） 申し上げま
す。これはそういう御議論が当然ある
べき問題だと思っております。という
のは、公庫の予算統制をどうするか、
公庫自体の自律的な、本能的なその責
任をどういうふうに備えさかという
問題の実は一つの解答でございます。

で、当初は、先ほど申し上げましたように、事業損金になるようなものは、これは予算で調整しよう、これもほんとうのことをいえば、損金があれば、一方で益金が立つのですから、純粹の民間ならば何も損金だけ押えるということとは、いばかせをはめるといふことにも相なりましょ。しかし、現在では損金はやはり予算統制によるのだというところがこの公庫というものの性

格になっているわけです。さらに、固定資産の取得費になりますと、これは損益に関係のないことである、資産の変形にすぎないわけでございます。しかし、何ぶんにも重要な財産の取得であるというよりなことから、当初は、損金とあわせて予算の形で統制が行なわれる、続いてどうもそれは少し行き過ぎであるということで、予算総則にうたう程度 of 改正をいたしたのであります。

す。今回はいろいろその後の実情を見ましても、ただいま説明申し上げましたように、やはり公庫というものの公の主体であるというその存在の本質が、当事者のそういうような意識というより、うなもののによりまして自律的になるべく持つていくということのほうが、公庫によるところの公益目的を達成するためによりしかろうということから、これを予算総則からはずしまして、そして言うなれば公庫自体金融業務

もやつております。これが固定資産ばかり持っておりましてのは公益の目的に沿うわけにはまいりません。おのれずからそこでその公益の目的を自覚いたしまして、それで理事者が十分な自覚と責任によつて能動的と申しますか、十分にその責任を自覚した形で

もつて効率的に仕事をやつてもらうと
いう体制を整える方向に実は考えてお
る次第でございます。そういうことか
ら今回の改正をお願いいたしておる次
第でございます。

しかし、これもお話のようなことで、
金額が小さいから、たいしたもののでない
から、予算に載せる必要ないというよ
うなちよつと説明を申し上げたような
形になっておりますので、金額が小さ

いと申し上げましたのは、いま言ったようなことが、公庫におきますところのその営業の実態、それから当事者等におけるそのたずまいを見ますと、いろいろと、十分にその技術的な形でもつてやっている。膨大な固定資産を備えまして本来の営業に回すような金を食ってしまうというような弊害は決して認められないということを申し上げたのでございまして、今後はしかし野放しということではやはりないのでございまして、

ざいまして、資金計画というものを自分で行なわれます。それに対して公の監督はやはり行なわれていくという形に直したものでございます。

何ぶんにも、この公庫の制度というのは、そういう能率あるいは責任と云つたものを國と独立させまして、これを十分に活用するという反面、また一方で云つて完全なる營利原則が働くわけでもございませんので、これに對してまた必要最小限度の統制を加へる、そういうことの妥協でもつてできるおる制度でございますので、その間におきまして運用の實情に應じましてなるべく円滑にその目的を有効に達成し得るやうにということ、いろいろ常日ご考慮しておる次第でございます。そういうような観点からいたしました檢討の結果といたしまして、今回の改正をお願いしておるわけでございます。

○成瀬權治君　議院のあれを制限する
ようなことになるのかどういうのか、
よくわからないのだが、国会の議決
を。私は、国会がこれをここにこまか
く検討したとか議論したということ
は、きつとないだらうと思います、い
ままでには。ないけれども、いわゆる
予算総則の中にうたわれて、形は国会
の議決を経たという形になっておった
と思うのです。今回これを資金計画の
中で立てられて、大蔵大臣、いわゆる
主務大臣の認可は得られるかもしれぬ
けれども、国会においては一応関係が
なくなる、こういうことになるわけ
じゃないでしょうか。

○政府委員（中尾博之君） 予算のいわゆる議決の対象としたしとしての固定資産の取得に関する限度額というものを

が、予算総則にきめられておるといふ形はなくなるわけでございます。その関係につきましては、いま御質問がございましたような関係に相なります。しかし、実際問題といたしましては、不動産の取得をどういふふうにするかという問題、そういう問題はいろいろ営業と密接な関係がございます。したがって、営業の実態に即しまして、やはりそのときそのときの業務の状況あるいは景気の動向といったようないろいろな条件がございますが、それによって弾力的にやっております。そのほうが、またそういう責任を公庫ともなれば持たしてやられたほうが効率的であらうという判断でございます。ただ、国会の関係で全然御存じにならないという形ということもございませぬので、国会に提出いたしまする予算の法定の付属参考書といたしましては、資金計画の年間の分が載っております。その中に固定資産の取得費が計上されております。これはそれ自体といたしましては国会の議決の対象となるものではございません。しかしながら、この経費予算の御議決にあたりましては、当然経費予算は事業自体の御検討によつて御判断あるべきものであります。そういうようなことから、国会における御審議の基礎になる資料という意味におきまして、政府も公庫も、これに対しては御議決があつたものではありませぬけれども、それに準じたような内容の権威のあるものという拘束性を感ぜて実際の事業をしておるわけですね。そういう資金計画の中にはやはり載っておりますので、十分に御批判のチャンスもございませぬし、御検討のチャンスもございませぬ。それから、御意

見を賜ふるあるいは予算の修正といったような問題にもつながる措置のいわば手がかりと申しますかというものは、十分に存置されておる次第でございます。

○成瀬輔治君 意見は別といたしまして、次に、支払い計画制度というのですか、そういうものも今度廃止されるようですが、十五條、前の条文でいうと、それが全部削除になつておるわけですが、これはどういふことなんですか。

○政府委員(相澤英之君) 現在は、公庫の支出予算に關しましては、予算が成立いたしますと、その通知を受け、支払い計画を作成して大蔵大臣の承認を受ける、かようになっております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、この支払い計画は公庫の支出予算に關してのみでございます。その事業の全体は、と申しますよりも、むしろ事業の主力であるところの各公庫の業務活動は、それぞれの事業計画なり資金計画の承認を通じて行なわれることになつておるわけであり

て、公庫の資金計画の承認をすれば、その一部である事業損金としての支払予算の承認をする必要はないののではないかと、この際支払い計画の承認を廃止するということにいたしました次第でございます。

○成瀬輔治君 そうすると、御説明を承つていけば、資金計画の中に入る、当然入つておつた、いままでも、それがなぜそれじゃ、損益計算のほうのそれは別にいままで取り立てて一つのものをあげて支払い計画をつくつておつた意味というものはどこにあつたわけですか。

○政府委員(中尾博之君) これもまたとに申し上げにくいことでございますが、実は予算統制と事業監督に對する關係とが公庫に對して二重に統制がかぶつておつた。現在もあるわけでございます。予算統制の面からいいますと、この予算がございまして、御議決をいただきまして、この実行の面にあたりましては、今度は支払い計画という形での実施を統制いたしていくというものが、予算のほうの制度の本質的な原則になつております。そういうような原則から、従来この制度がございました。実際には、これは一般會計のような経費中心に意味のある場合でございますというたいへん意味があるわけでございますが、こういうものにつきましては、それと同じような意味は持ち得ないわけでございます。ところが、予算の制度の本質といたしまして、そういう制度が當然付随するものであるという考え方によりまして従来これを實施いたしておりました。しかし、それは一方で公庫のほうでは事業の全体の監督がござい

ます。それは資金計画の形によりますれば、これはもう損金のみならず、資金の運用も一切の金の出入りがそちらでつて認可制によつて統制されておるわけでありまして、その中で特に損金に當たるものであり、しかも現金支出の伴うものというのだけにつきましては、この予算制度のほうからの制度が生きておつたわけですね。その結果、そこに完全に重複がございました。実際問題としては同じことの内容のものであります。それが行なわれておつたといふのは、いま申し上げましたようないきさつでございます。

現実にはどういふような會計と申しますか、經理に對しまして、資金計画的な統制をどの程度、損金の統制をどの程度まで必要とするかという問題につきましては、一般會計の場合とは多少違ふと思ひます。しかしながら、その点には触れませんが、やはり今回の改正といたしましては、これを一切やめて、ダブつておるのではないのでございまして、ダブつておる資金計画といふもので、当然力パ一されまゐるので、それに

よつて済みます。こういう考え方でございまして、したがって、ほんとうに事務といひますか、手続の簡素化といふこととで、実体的ないろいろな制度、あるいは拘束関係といったようなものは、従来と変わるところがない次第でございます。

○成瀬輔治君 ここでわかりましたら、二重統制、これは會計検査院がそれじゃいまだ、こういうようなことについて、何か間違つたことがあつたとか、これは不適當な取り扱いであつたとか、何か、こういう点について、會計検査院が指摘したこと、いままで何かございませぬやうか。

○政府委員(中尾博之君) そういうことはございませぬ。別に個々の案件といふことではございませぬ。制度の立て方でございますから、検査院も比較的そういうことはわりあいにおつしやらないわけでございますが、要するに、理屈に走れば両方の制度が成り立つわけですね。しかし、実際にやっておりますのは同じことでございますから、どちらも公の組織として、制度としてやっておりますので、それを一方のほうでもつて実体がカバーできておるから、それで済みます。こういう趣旨でございまして、いままでダブつてやつておつたことがむだなことであるという御批判はあり得ると思ひます。しかし、觀念的にはこれは別の系統の制度であるといふこともつてきておりまして、それ自体が直ちに不適當であるとも申しかねると思ひます。しかし、実際は限られた人手を用ひまして、まずサービス第一にいくべきところを、こういう内部の統制あたりでダブるような手続があるといふことは、また制度そのものを考える面の立場のものからいたしまして、いろいろ考えもございませぬけれども、やはり能率といふことと、間違ひがなければそれでよろしいという点から、今回これを踏み切つた次第でございます。そういうようなことでござい

ますから、別に検査院のほうから何か御注意をいただいたというやうな案件ではございませぬ。

○成瀬輔治君 私の質問した趣旨は、監督が二重になつておるから間違ひは

ない、しかし、二重になっておつても間違ひがあつたのだということになれば、問題であらうと思つて、あるのかもしれないのかということをお尋ねをした。なければ、これは二重行政だから、それが一つになれば非常に事務の簡素化からいいじゃないか、間違ひがなければこんなことでいいじゃないか、そういう趣旨なら、私も了承いたします。

それから、もう一つは、佐藤さんや会長です。委員長にしておる行政調査会、ああいうようなところでは、このよりのことは問題にしませんですか。

○政府委員(中尾博之君) あちらの委

員会のほうは、新聞等ではときどき御意見も出ますのを拝見しておる程度でございまして、公の私ども接触はいたしておりません。政府との関係ですでに勧告の出されたものなら別でございますが、それらの関係から私どもが承知いたしておりますところによります

れた。この問題について特に御意見があった、あるいは御議論があったというようなことは聞いておられない次第でございしますが、ただ、報道されたところによりますと、私の受けました印象では、やはり公正にやらなければならぬということはもちろんでございしますが、一方で、手続等につきましてもな

るべくこれを簡素化すると申ししますか、あるいはダブったような面を排除すると申ししますか、というようなことで、こういう政府関係機関の自主的な管理責任というものを強調されたいという気分のお考えもあるようでありま

等で拝見いたしましただけでございます。
 ○成瀬幡治君 最後に、何か監事の機能強化するというようなことについて

て、行政管理庁のほうからの勧告がさ
れて、それを受けておやりになったよ
うでございますが、そのことについて
御説明願えませんか。

○説明員(相澤英之君) 監事の権能強化に關しまして、三十七年の十二月に行政管理局から勧告が出ております。それは、行政管理局の勧告は、公庫の、ほか公団及び事業団が対象となつておりました。その名称は「公団、公庫、事業団」監事の監督機能強化に關する勧告

告」といふことになつておりました。この勧告におきまして、監事の権限強化の一つの態様といたしまして、公団等が毎事業年度主務大臣に提出する決算書類には監事の意見を付するようになすべきではないかということが言われております。その勧告を受けまして、今回の法律改正に、公団等が毎事業年度

主務大臣に報告するところの財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付することというふうにいたしました次第でございます。この監事の権限の強化の措置といたしましては、別に各公庫法の改正におきまして御審議を願いましたこととでございますが、監事の意見を主務

大臣に述べるようにするということ、がございました。これも行政管理局の勧告に基づいて行ないました改正でございます。公団は各公庫法の改正の中に盛り込まれておる点でございます、その改正と今回の公庫の予決法の改正とが一体となっております、行政管

理庁の勧告にこたえろというよりな形
になっております。

○成瀬幡治君 相澤さん、これは何か
総裁かなんか經由して出さなければならぬ
というを削除して、直接大臣へ出される
ようにした、どの法律だったか

ちよつと記憶ありませんが、何かにあつたと思いますが。したがつて、今回のいま議題になっておるこの法律案とは直接関係がないわけですね。

○政府委員(相澤英之君) 主務大臣に對しまして意見を報告する改正規定とこれとは、もちろん直接の関係はございませぬけれども、行政管理局の勧告を受けまして、監事の権限強化の措置として行なわれているという点では關係を持っております。

に、その「当該決算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」と、これだけが加わっておることなですね。これを受けて公庫法の中にいろいろある、こういうことになるわけですか。

○政府委員(相澤英之君) それは十八年度の条の關係、公庫の予決法の改正といふたところ

しましめては、第十八条の第一項に、財務諸表に關して監事の意見を付することとが書いてございまして、それから第十九条第一項に、決算報告書に監事の意見を付することになっております。しかし、先ほど申し上げました各公庫法改正に含まれておりますところの臨

事の権限規定は、これとは別でございまして、主務大臣に対して意見を述べるといふことで、こういつた財務諸表または決算報告書に対する監事の意見の添付とは別でございませう。

○成瀬幡治君　最後に、この支出予算の繰り越し制度をなくするのだ、その

理由は、何か実績として二十八年以降になかったのだからと、こういうお話ですが、繰り越しがほんとうに将来も予想されはしないでしょうか。

○政府委員(相澤英之君) 繰り越しの制度は、昭和二十四年公庫発足以来と

ございましたが、いまお話がございましたとおり、昭和二十四年から二十八年度までは、ごくわずかでございますが、実例はありました。ただ、二十九

年から三十八年度までの十年間には、一件もなかったわけです。と申しますのも、先ほど申し上げましたとおり、繰り越しが実際に行なわれますのは、主として建物进行とか、あるいはその他の工事を行なうとかいうような場合でございます。ところが、公庫に

ものが、支出予算から先ほど申し上げたとおりはずれております。したがって、まして、支出予算の繰り越しは、実際問題としてないわけでございます。考えられることは、事務的な経費につきましてはあるわけですが、実際問題としては、実例がないということと、

繰り越しの制度を置いておきましても、実際それを用いられないというところもございますし、また、公庫の決算のやり方といたしまして、かりに従来
の制度でいくと繰り越しが必要となる
ような場合におきましても、支出決定
ベースでこの決算をいたしますれば、

繰り越しする必要もなくなるといふこととでありますので、今回の改正におきましては、この活用されなかつた予算の繰り越し制度を廃止することとすることに次第でございます。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長（新谷寅三郎君） 速記を始めてください。

○成瀬幡治君 そうすると、もう施設関係というものは今度完全にはずれてしまつておるのだから、必要がないの

だ。結局、今度の支出予算にはもう人件費や事務費というよりなものしかないんだからと、こういうことなんです。

○政府委員(相澤英之君) さようでございます。

○天田勝正君 これはずいぶん私も、何か便益になるかと思つていろいろ調べてみたんですがね、改正になって別段さしたることもなし、さればといつて、現行のほうがいいという議論

も立たない。こういうふうに秘は見たんですけれど、これは何ですか、そのうち一つ、決算の完結期を今度変える、こういうことがあるんですが、これはなるほど早ければ早いほどいいとは言いますけれど、他の一般の会社は七月三十一日になっているのを、こ

ていいんですかね。まあできるからやるといっただけでなしに。

○政府委員(相澤英之君) おっしゃるのとおりの問題があろうかと存じます。が、私どもは、今回の改正案におきまして決算完結期を従来に比べまして二月繰り上げましたのには、若干の便宜

由がございます。その一点は、公庫の
経理は一般会計の経理とは異なりまし
て、事業年度の完結をもつて収入支出
は打ち切つて、一般会計のような出納
整理期間が設けられていないわけであ
ります。一般会計におきましては、三
月末日から二月、つまり五月末まで出

いせんので、七月末まで何も引っぱらなくても、事業年度の終了二月後、五月末に決算を完了したらどうか。つまり、事業年度終了後四カ月もほらうっておくというのは長過ぎはしないだろうかということが一つであります。

それから、もう一つ、公庫は、各公庫につきまして、利益金がある場合には、その翌年度の五月三十一日まで、つまり事業年度の終了後二月以内、に公庫に納付しなければならぬという事になっております。したがって、決算の完了は事業年度終了後四カ月の七月三十一日まででよろしいのでありますけれども、実際問題として、利益金がある場合には五月末までにこれを納めなければならぬので、事実上決算をそれまでにやっておりますという事になっております。

○天田勝正君 その点は私も別に反対的な質問をしていくわけじゃないので、前のおりだつてたいしたことはないんじゃないかという気で申し上げておるわけなんです。それから、先ほど来、成瀬さんとたいへん御議論があつた固定資産の取得金額の限度ですね、これも事実上はパーセント以下といったやうなことになるから、それを取りやめるといふ面から見ると、しかり、こつういふことになつて、その中で実際の決算の完了期に合致するといふことになりまして、各公庫としては事務上の支障も感じないし、またそのほうが合理的である。で、かりに、それでは現在の公庫の決算完了期の七月末までに利益金納付の時期を延期したらどうかという考え方もあるわけですが、利益金の納付が七月となりますと、もう出納整理期間をはずれますので、前年度の歳入に入らずに翌年度の歳入に入ってしまうという不都合があるわけでございます。まあそういうこともあ

りますので、これは利益金の納付期限に合せて、五月の末までに決算を完了することにしたかどうかということでございます。

それから、民間の銀行も会社も、通常、事業年度経過後二月以内には決算を完了いたしております。法人税の申告も事業年度の終了後二月以内といふことが原則になっております。それやこれやで、この決算完了期を二月繰り上げて五月末にすることが、考え方といたしまして、また実情に適するといふことで、今回改正を考えた次第でございます。

○天田勝正君 その点は私も別に反対的な質問をしていくわけじゃないので、前のおりだつてたいしたことはないんじゃないかという気で申し上げておるわけなんです。

それから、先ほど来、成瀬さんとたいへん御議論があつた固定資産の取得金額の限度ですね、これも事実上はパーセント以下といったやうなことになるから、それを取りやめるといふ面から見ると、しかり、こつういふことになつて、その中で実際の決算の完了期に合致するといふことになりまして、各公庫としては事務上の支障も感じないし、またそのほうが合理的である。で、かりに、それでは現在の公庫の決算完了期の七月末までに利益金納付の時期を延期したらどうかという考え方もあるわけですが、利益金の納付が七月となりますと、もう出納整理期間をはずれますので、前年度の歳入に入らずに翌年度の歳入に入ってしまうという不都合があるわけでございます。まあそういうこともあ

こういふのはさつぱり、予算の締めつけがあるから思ひやうにまかせない、そういうことが起きると、やつぱりひとしからざるを憂えるのでしてね。別に説明のうちにあらわすわけじゃない、私が想像して申し上げておるのですが、そうならばやつぱり、公庫といへども国の機関といふことで、行政全般としてはなかなか別の面から不平も出てきはせぬか。そういう場合には、何か別の配慮をすることになるのですか。さつきの資金計画でもするのですか、どうですか。

○政府委員(中尾博之君) 最後の点につきましては、資金計画で当然これは統制をいたします。そういう手段はあるわけですね。いまの問題も確かに一つの問題でございます。かつては事業損金を全部やはり歳出を通して押さへやうという制度であつたわけでございます。それじゃ何だか事業をやっているといつたて他人に全部統制されていくやうなものじゃないかといふやうなことから、それをはずしまして、統一して固定資産の取得分にいたしまして、やはりこの事業経営上の配慮もあるし、自己の管理意識からこれを合理的な判断によつてまかしてやらせるといふことのほうが自主的であるといふ線に沿つて、人事院の予算規則に持つてまいり、それから今回何からはずしました。ただし、いまの事業計画の面から、資金計画の認可がございます。これには当然そのつど載ります。これは四半期別になっております。一部の公庫で半期のものが一つありますけれども、四半期別で、まあ世間さまと申しますか、世間の実情に應じて、あるいはその営業の景況に應じて適切

な判断でやつていく、しかもそれは自分だけでやるのではなくて、監督官庁の認可によつてやつていくという制度に移した次第でございます。

まあこういう問題でございますから、どこに一体線を引いたらバランスがちょうどとれるかといふ問題でございます。まあ、せつかく公庫もつくりまします、たまたまいたいしてしまつても、いま申し上げましたように決してむちやをやつておるといふやうな実情もございませぬので、なるべく自主性を尊重いたしまして、責任をむしろ自覚せしめて運営していくという方向にできるだけ持つていく。もちろん弊害があつてはいかぬわけでございますから、まさかのときの用意は用意してございますので、そういう線に持つていきたいと思います。かつてはいろいろのことを考へまして、固定資産のほかに、自動車の取得費なんてものもやはり予算にしたいところが、いまじゃいかいといふやうなことで、いまと違ひまして、まだ自動車がいへん貴重品であつたやうな時代であつたせいもございまして、というやうなことでいろいろ議論がございまして、だんだんにまあ公庫の制度も完熟してまいりましたし、そのあり方といふものの常識も大体固定してまいりましたので、弊害が予見されるものであつてはいけません、まさかの用意は用意いたしまして、できるだけ弾力的に自主的に持つていくやうにといふふうに考へまして、それであつたこの辺の線をひとつお願いした、こつういふことであります。

さらに進歩的な御意見といつたしましては、もつと自主的にやるべきだといふ御意見もございまして、それから、一

方で、そう言うても事業もいろいろあると、資金繰りにしてもいろいろあると、しかも公の機関であるから、これはもう少し締めなかならぬという保守的な考えの方もあらうわけですが、まあそういう議論は議論といたしまして、よく実情を拝見いたしました、まずこの辺から間違ひがないと思われるところから実は順々に、能率といふことを重く見まして、改正をお願いしてゐるわけでございます。

○天田勝正君 全く、娯楽施設をつくるとか厚生施設をつくるというふうなもの、他の行政機関とのバランスだけを重視するために、どうも一生懸命働いてもらふべきでない、そういうやうなことを、公庫だの公団だのといふものを何か独立採算でやつてゐるのにさつぱり意味がないと、こつういふことになつて思ひます。

ところが、私がこつういふことをこつういふと、いま気づいたのは、実は私の経験で、過日ちよつと林業基本法を書いたときに、もう国有林野をそつちやちやに払い下げしちゃいかぬ、払い下げといふことを、政府も言つてゐるけれども、むしろ逆に利用権を地元と与えればよいといふ向きで、その内容をこつて長く説明するつもりはない、大体そつちやちやに払い下げたんです。ところが、したがつて払い下げなどはしないのだと言つたところが、別の議員さんの注意で、実は全く平地林のごとくで、市になつた場合には、あなたが心配するやうに、払い下げを受けて、ちよつと市町村合併で払い下げを受けた。ところが、そのあと半分ぐらいいしかは施業してないのです。半分ぐらい

しか木を植えていないのです。木を安く払い下げたら、それで得で、施業だけはあつた、こういう市町村がこれは実にあきれるほどあるのです。これは園藝に実になつてゐる。それがしかも平地林でそういうことがあつて、それは別にあなたが心配してゐるような、木を植えるとかそんなことじゃなくて、国有林野の關係の施設が、膨大なところにぼつんとあるのだから、そういうものをつくれと言ひのじゃないけれども、その他は解放したほうがむしろ所在市町村にもいいのじゃないか、こういう注意を受けた。それだから、うまみがあるなしということも一つ必要であるとともに、あまり国有林なら国有林を持つてゐる一つの事業だから、他の行政官庁あるいは公団、公社、他の特別会計、こういうものをと比べて、おそろしく恵まれるというのをこえて、せいたくの部類に属する、こういうようなときになると、やはりいま申し上げたような他の面から、それはひどく、こういうものが出てくる。それを案じてゐるからなんです。別に答へを受けるつもりもないです。別に答へを受けるつもりもないです。別に答へを受けるつもりもないです。だから、将来にわたつて私は公団、公庫同士とか、特別会計も含めての調整とか、何か全体としてそういう厚生施設などが上がつていくような配慮はほしいものだ。いまそういう機構をすぐどうしようというわけにもいかぬでしょうから、将来はそういうことも考へるべきじゃないかと思つて、実は申し上げてゐるわけです。もうよろしいです。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑もなければ、本案に対する質疑は、本日

日のところこの程度にとどめておきます。本日はこれにて散会いたします。午後二時四十六分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願(第一八三八号)(第一九二六号)

一、税制の改正、民主的税務行政確立に関する請願(第一八五五号)

一、税理士法の一部を改正する法律案反対に関する請願(第一九四七号)

第一八三八号 昭和三十一年四月十一日受理

公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京都公衆浴場商業協同組合内 富川源吾

紹介議員 安井 謙君

公衆浴場業に対する左記の減免特別措置を講ぜられたいとの請願。

一、租税特別措置法中に特別措置を講じ、所得税及び法人税の軽減を図ること。

二、営業継続の意志をもつて相續する公衆浴場営業用の土地、建物、その他の付属設備に対する相続税を免除すること。

理由 一、公衆浴場業は、入浴料金が物価統制令で規制され利益追求の営利行為は許されず、しかも入浴料金算定の原価計算はきびしい方式で定められ

てゐるので、利潤は極めてすくなく、資本回転(約四年半に一回転)が悪く資本蓄積の困難な企業である。当局が今後とも社会政策の見地から低入浴料金制を実施するのであれば、所得税、法人税の課税にあたつては当然特別措置を講じ、租税特別措置法中に取り扱うべきである。

二、公衆浴場の廃業が年々増加してゐるが、この中には相續税納入困難のための廃業が相当数含まれてゐる。地価、地上権あるいは家賃価格の高騰のため相續する固定資産が高額となり、その納税のため固定資産を売却し、廃業せざるを得なくなるものであるから、国民の保健衛生の維持のため特別措置を講ずるべきである。(資料添付)

第一九二六号 昭和三十一年四月十五日受理

公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四東京都公衆浴場商業協同組合内 小穴隆太郎

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五五号 昭和三十一年四月十三日受理

税制の改正、民主的税務行政確立に関する請願

請願者 大阪府城東区放出中一ノ六六大阪建設労働組合城東支部内 坂本三芳

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一六三号と同じである。

第一九四七号 昭和三十一年四月十五日受理

税理士法の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ四五〇 竹中俊祐外十五名

紹介議員 野々山 一三君

理由 一、税理士試験について

(一) 現行の税理士試験制度を根本的に改めることは、過去十三回にわたる試験制度の実績効果を正當に評価せず、政策的に一般試験受験者数を激減しようとするものである。

(二) 税理士試験に予備試験を設けることは、受験の機会均等どころか、認定制度との関係からいへば、はたしい差別待遇である。

(三) 本試験を第一次試験と第二次試験とすることは、受験者数を減少させるための措置としか考えられず、また、第一次試験に税理士法を受験科目とすることは他の国家試験にも例がない。さらに実施能力を強く要請される税理士試験の短答式(択一式を含む)の試験を行なうことも改正理由と矛盾する。

(四) 合格者の決定方法に科目別合格制度を採用しないことは、働きながら資格取得を目指す多数の人々に、その門戸を閉ざすことになり、受験の機会均等に反する。

(五) 現行試験制度で科目合格者一万数千名の者は、今次改正案の内容におおろくと同時に深い絶望感をおぼれてゐる。十三年間の歴史をもつ制度を大改正する措置をやめて今後五年間は現行制度をつづけていただきたい。

二、税理士の資格について

(一) 認定制度の導入は、国家試験の厳正公平の理念を根本的に破壊し、税理士試験制度そのものを無意味なものとする危険性を内蔵してゐる。現行の特別試験がすでに国家試験のあり方をめがめてゐるのに、これに加えて認定制度が実施されると、試験合格者よりも無試験で資格を取得する税理士が多くなる。改正理由の一つに他の制度にならうとあるのは全くき弁にすぎない。

(二) 一般試験を根本的に改め、特別試験を解消する形で、税務職員に無試験で資格を与えることにした改正法案については、一般試験受験者二万五千名全員が反対である。現行制度でも税務職員は、十年以上の勤務者の場合、試験科目の一部が免除されてゐる。(税制調査会の税理士制度に関する答申要約添付)

昭和三十九年五月六日印刷

昭和三十九年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局